

京都市上弓削農業集落排水処理施設に関する事務の委任に関する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第54号

京都市上弓削農業集落排水処理施設に関する事務の委任に関する規則

(委任)

第1条 地方自治法第153条第1項の規定により、上弓削農業集落排水処理施設について、次に掲げる事務を上下水道局長に委任する。

- (1) 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例（以下「条例」という。）第8条の規定による汚水の排除等の届出に関すること。
- (2) 上弓削農業集落排水処理施設の使用料（以下「使用料」という。）の調定及び徴収並びに条例第22条の規定による使用料の減額又は免除に関すること。
- (3) 条例第15条の規定による汚水排出量の認定及び条例第16条第1項の規定による計測のための装置の設置に関すること。

2 上下水道局長は、市長が必要があると認めるときは、前項の規定により委任した事務の執行について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に重要又は異例な事項で、市長が自ら処理することが適当であると認めるものについては、自ら執行するものとする。

(委任による京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の読替え)

第2条 前条第1項の規定により市長が上下水道局長に委任する事務については、京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則第7条第1項第8号及び第10条中「市長」とあるのは、「上下水道局長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)